



**問** 「指定地域共同活動団体」制度で、自治会問題を繰り返すな

地方自治法改正により、地域の特定の団体を指定して財政支援を行い、公共サービスを担わせる「指定地域共同活動団体」制度が盛り込まれたが、指定されていない団体の「排除」や、指定団体の「優遇」を防ぐための方策は。また、津市では、資源物持ち去り防止パトロールなどの自治会問題を繰り返してはならないと考えるが、この観点から市長の考えを問う。

**答** しっかりと留意しながら制度を運用していく必要がある

「指定地域共同活動団体」の制度は、地域住民の生活サービスの提供に資する活動を行う団体を市町村長が指定し、指定を受けた団体が行う活動に関し、必要な支援や随意契約による委託等を行えるものである。そのため、指定を受けられる団体と受けられない団体とで差が生じる可能性はあると認識しており、今後、津市で導入する場合は十分に注意する必要があると考えている。

市長としては、新しい改正法に基づいて行われる活動において、過去における自治会の活動と重なる部分があれば、しっかりと留意しながら制度を運用していく必要があると考えている。

その他の質疑・質問

- 県営水道料金見直しで県との交渉にどう臨むか
- 市は水道料金を値上げしたくないという意図か
- 河芸地域の建設発生土処分対策事業のその後は
  - 近隣住民への説明が改めて必要ではないか
- 介護保険で申請から認定までの期間が長くなっているが、遅れの解消用途は。結果通知まで原則30日以内を守ることにどう考えるか など

河芸地域の建設発生土処分対策事業は、排水など最終までの詳細計画がまだ立てられていない



**問** 久居井戸山町垂水線の整備状況は

久居井戸山町垂水線は、市町村合併前から整備が計画されていた道路であり、都市計画審議会でも了承され、議決された、重要な都市計画道路である。市の発展のために道路整備は大事なことだと考えるが、全く進んでいない。地元の反対などがあるとしても、協力を得られるよう努力し、整備を進めていかなければならないと考えるが、整備状況はどうか。

**答** 事業化に向けて引き続き調整を要する状況である

久居井戸山町垂水線は、津市で策定している道路整備計画の中で、最も優先度の高いAランクと評価した6路線のうちの一つではあるが、直接影響のある地域で地権者となる農業従事者と協議を行ったところ、耕作等に影響を及ぼすおそれがあるということで難色を示されていること、また、南が丘地区の自治会やPTAから、当該道路が整備されることにより通過交通が増加することで通学児童の安全を危惧する意見を多くいただいていることから、事業化について引き続き調整を要する状況である。

その他の質疑・質問

- 水道局発注の工事請負の契約事案について
- パワハラ対応について
- 三重県より譲り受けたズリの管理の現況と民地(2者)への無償の運搬処分は公務員の違法行為ではないか
- 成美放課後児童クラブについて
- 市営浄化槽事業について など

他人の土地へ浄化槽を設置し、当該設置工事に係る補助金の交付は正常であったか

